

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
路上試験車	<p>道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく技能試験に使用する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条第2項（道路における運転技能検定試験） ・ 同条第100条の2第3項（公安委員会が行う再試験） ・ 公安委員会以外の使用者にあつては、道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく技能試験を行うため、公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。